

《書評》

百合野正博著『会計監査本質論』（森山書店，2016年12月）

岡 部 孝 好

- I 現在の日本の会計監査のこと
- II 日本の戦前の会計監査のこと
- III 日本の戦後の会計監査のこと
- IV アメリカの会計監査のこと
- V イギリスの会計監査のこと
- VI 普遍的な存在としての会計監査のこと
- VII 結びに代えて

何ごとであれ最も大切なことは奥深くに包み隠されているのが常だから、会計監査についても、その本質が簡単にひとの目に触れるようなことはない。それなのに、著者は青年時代に会計監査の本質らしきものに行き会うという幸運に恵まれていて、その成り立ちをはっきりとところに刻みつけていた。著者の学術研究というのは、昔のこの記憶を呼び覚まししながら、会計監査の真の姿を膚で確かめる旅路となったようである。この本で熱く語られているのは、「会計監査の本質は何なのか」と、40年以上にもわたって問いつづけてきた著者の探訪録である。本書は序論につづいて、興味が尽きない本論を7章に分けて展開し、そして終章で結んでいる。

I 現在の日本の会計監査のこと

本書の議論のはじまりは、その本質から遠くかけ離れた形で会計監査に取り組んでいる日本企業の現実である。事例に取り上げられているのは、会計監査にとって最も大切とされていることをことごとく踏みにじった電器会社のT社である。巨額の粉飾決算を「不適切会計」という怪しげな名称にすり替え、あたかも「軽微な誤謬」のように装ったのもT社であったし、また第三者委員会を隠れ蓑にして世間の耳目を事件の真相から逸らそうとしたのもT社であった。大胆きわまりないT社のこの策謀はディスクロージャー制度そのものに対する挑戦だといえるから、著者がその経緯に目を凝らし、枢要な論点を摘出していることの意義は大きい。わけても重要なのは、第三者による客観的検証とか専門知識の適用といった会計監査の基本的要件をないがしろにして、ディスクロージャー制度の根幹を揺らがしかねない事態を招いているという著者の大局的な警告である。

II 日本の戦前の会計監査のこと

T社の深刻なカレント・トピックを開題にして、いよいよ第2章から本論に入る。本書の論調においてその基軸をなしているのはアメリカ型の会計監査制度であるが、第2章の議論は、このアメリカ型制度の視点からみた日本の戦前期の会計監査制度である。第二次大戦前においても、わが国には日本流の会計監査制度がなかったわけではない。明治23年商法と明治32年商法には会社の機関に監査役制度が組み込まれていたし、「計理士」という名の会計専門職も、明治末期からの長い論争を経たうえで1927年に制度化され、日本のビジネス界に深く根を下ろしていた。第二次大戦後まで曲がりなりにも会計監査の役割を果たしてきたのはこれらの商法上の監査役制度と計理士制度であった。著者が第2章で厳しく批判しているのは、戦前期のこれらの日本流の仕組みは欧米の会計監査制度には及びもつかない低水準の制度であり、このため会計監査の本来の役割を果たしえないままに終わったという点である。

この第2章では、欧米流の職業会計士制度の創設をめぐる戦前期の議論が克明に追跡されているが、この「会計士運動」については当時では否定的見解が有力であっただけでなく、ディスクロージャーの考え方そのものを忌避する一般的傾向さえあったという。しかし、他方にはアカウンタビリティの重要性を指摘する先進的な意見もあり、ごく一部だったにしても、会計専門職に対する正しい認識が当時の日本でも育ちつつあった事実が明らかにされている。

III 日本の戦後の会計監査のこと

次の第3章で取り扱われているのは、戦前の旧制度から戦後の新制度へという、日本の会計監査制度の移行期の問題である。第二次大戦直後に日本に創設された新会計監査制度は、その構築当初の段階ではモデルのアメリカ型とほぼ同型になっていた。証券市場を規制する有価証券法と証券取引所法を基盤として、公認会計士による会計監査制度と監査済み財務諸表の公表制度が組み上げられており、さらにそのうえに証券取引委員会が乗せられていた。ここに証券取引委員会というのは公認会計士が担当する会計監査の妥当性をチェックする上部機関であり、ディスクロージャーの全プロセスをより高い視点から監視する役割を担うものとされていた。ところが1952年になって、行政改革の名目の下にこの証券取引委員会が引き剥がされてしまった。証券取引委員会のチェック機能を取り除けば、公認会計士の活動が野放しにされ、会計監査の品質が低下するおそれがある。それにもかかわらず証券取引委員会が取り除かれたのは、戦前からのディスクロージャー否定論がまたもや台頭してきたことの結果だという。これでは新しい会計監査制度が骨抜きにされるとして、著者は当時の証券取引委員会の廃止論に厳しい批判を加えている。この議論を通じて明らかになってくるのは、会計監査やディスクロージャーの基本理念が日本の政府関係者や法律家の間には十分には理解されていなかったという戦後日本の実状である。

つづく第4章において検討されるのは、1970年代に論争の焦点になった証券取引法と商法と

の不整合問題である。戦後も25年が経つとアメリカ型をモデルにする日本の会計監査制度はわが国の土壌に馴染まないといった批判はほとんど影を潜めていた。ところが、証券取引法による外部監査は日本の商法に適合していないという問題が、政府関係者や法律家によって蒸し返されはじめた。その批判的的にされたのは、アメリカ型の会計監査制度の支柱の1つをなす継続性の原則であった。

会計監査制度の基礎をなす証取法会計においては、会計方法に選択の余地がある場合にはその選択を経営者に委ねる一方において、いったん選択した後には会計方法の変更を認めないという会計ルールを設けている。いわゆる継続性の原則である。ところが、一部の政府関係者や法律家によれば、日本の商法には会計方法の継続適用を強制する規定はなく、したがって合法的な会計方法ならどの方法に変更しても違法ではない。証取法会計の立場からすれば、会計方法の変更を許容すると会計数値の期間比較が阻害され、利益計算の相対的真実性が保証されなくなる。実務上の弊害としても、会計方法の変更が利益操作の手段に利用され、会計監査の意義が大幅に減退するおそれがある。証取法会計サイドからこうした主張が繰り返し主張されたが、政府関係者や法律家にはこうした正論はまったく受け入れられず、継続性の原則をめぐる論争ははてしなくつづけられた。

この問題が解決に至ったのは、双方の歩み寄りによってである。証取法会計では会計原則の修正などによって継続性の原則の縛りを緩め、また商法サイドも「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という包括規定（第32条2項）を商法に追加し、これによって継続性の原則をもまた会計慣行に含まれるものとするようになった。しかし、証取法会計の観点に立つ著者からすれば、この解決は大きな犠牲を払ったうえでの妥協にほかならず、会計監査とディスクロージャー制度の本来のあり方に影をさすものである。継続性の原則をめぐるこの紛争では、証取法会計がその「立ち位置の劣位性」を露わにする結果になったというのが、著者の評価である。

IV アメリカの会計監査のこと

日本の会計監査制度のモデルになったアメリカの会計監査制度は19世紀末にイギリスからアメリカに伝えられ、その後アメリカのビジネス風土を背景に独自の発展を遂げてきたものである。第5章で検討されるのは、このアメリカの会計監査制度に残されていた構造的な問題点である。

アメリカの会計監査制度が目を向けているのは直接金融市場における一般投資家であり、これらの一般投資家を保護するうえで最も重要とされているのは、ディスクロージャー制度によって上場会社の透明性を高めることである。この投資家保護の観点からすれば会計監査のチェック機能もまたきわめて重要であり、この考えからアメリカではガバナンス機構の中核には必ず専門家による会計監査を組み込むことになっていた。ところが、2000年にエンロン事件・ワールドコム事件が露見し、アメリカのディスクロージャーと会計監査の仕組みが完璧ではないという事実が、判明した。アメリカの会計監査制度の構造的特性に踏み込み、この衝撃的な事件に鋭い分析

を加えているのが、第5章である。

会計不正によって一般投資家に損害を与える主体が経営トップだといふ事態は、アメリカの旧来の会計監査制度ではもともと想定されていなかったと著者はいう。経営トップが不正を先導するとか、外部の不正に率先して加担するということは会計監査制度構築の前提になっていなかったのである。アメリカの会計監査が重点を置いてきたのは従業員の監視・誘導であり、内部統制機構によって社内の不正・誤謬を防止すれば、大規模な不正問題が発生することはないと考えられてきた。それなのにエンロン事件・ワールドコム事件が発生し、取締役会・監査委員会も、社外取締役・監査法人もこの巨大な不正事件の抑止に何の役割も果たしていなかったことが明らかになった。

アメリカの政府当局者は会計監査に潜在するこの構造的な問題点を察知していたらしく、エンロン事件・ワールドコム事件が表面化すると、すぐさま再発防止策に取り組み、SOX法などにより会計監査制度を抜本的に改革しはじめた。著者が注目していることはこうした政府の柔軟な対応であり、この国家レベルの「素早い対応」もまたアメリカの制度改革の特徴の一つをなすという。

V イギリスの会計監査のこと

第6章で光が当てられるのは、イギリスの監査制度の独自性である。イギリスは会計監査を最も早く制度化した先進国であるが、その会計監査制度は古い昔の特質をそのままに温存してきたわけではない。イギリスの会計士たちは自国固有の新しい問題に取り組み、個々の問題の解決策を考案することによって、独自の会計監査制度に発展させていったのだという。イギリスの会計士の活動はパブリックの自治活動に密着しており、それぞれの地域の中でプロフェッションとしてその名声を高めてきた実績をもっている。法定監査の狭い枠に閉じこもらず、財務、経営管理など企業の関連事業に横に業務を拡大していくことも、イギリスの会計士の戦略の一部をなしていた。

イギリスの会計士たちはまた新しいサービス需要に対しても積極的な姿勢を示し、技術革新の吸収によってサービスの高度化を図るとともに、産業構造の再編にも柔軟に対応してきている。会計士業務の専門化、個性化の進展は世界的趨勢であるが、特にイギリスの会計士たちは、自らの業務内容の革新をすすめながら、新時代に向けて独自の地歩を築いており、この点で先取性に富んでいるといえる。

VI 普遍的な存在としての会計監査のこと

これまでの議論を要約しながら、いよいよ会計監査の本質に立ち向かうのが第7章の課題である。会計監査は国家というそれぞれの地域的環境の下で、それぞれに適した発展過程を辿るから、国が異なればその発現形態が異なってくる。時代によって会計監査制度が異なってくるの

も、同じ理由によるものである。第4章まででは日本について、そして第5章と第6章においてはアメリカとイギリスについて、会計監査制度がそれぞれの国家の社会経済的影響を受けながら、独自の発展を遂げてきたことが明らかにされた。これら各国の会計監査の歴史を振り返ってみると、社会経済や時代の違いにより特異性が生じていることがわかるが、そのほかに全体に共通する特性があることにも気づく。問題はこの共有の特性がいったい何なのかであるが、この点をさらに究明するために、第7章では会計史の文献を渉猟したり、第三者委員会における著者の活動経験を再吟味したりする。

こうした第7章の検討から導かれる結論の一つは、アカウントビリティの普遍性である。他人の財産を預かった場合には、受託者は委託者に対し受託した財産がどうなったか、結果を説明する責任を負わなければならない。このアカウントビリティの責任を解除するうえでは、財産の増減を帳簿に正確に記録しておいて、その集計値を期末に委託者に報告することが必要とされるが、この結果の報告では会計監査が不可欠になるという。

第7章で指摘されている重要なポイントは、アカウントビリティが歴史を越える普遍的なものとされていることである。財産委託関係は古代社会にもあったものであるし、したがってまた昔のギリシャやローマでも、アカウントビリティの重要性は十分に知られていたと思われる。会計監査はアカウントビリティの解除に不可欠なものであるから、監査という検証システムも、その起源は古代社会にまで遡ることができるというのである。会計監査といえば、近代になって株式会社とともに発達を遂げてきたと受け止められやすいが、著者の見解によれば、それはギリシャ・ローマ時代から民主社会を支える基本的なツールとみなされ、アカウントビリティと発展を共にしてきたものにほかならない。

VII 結びに代えて

本書においては会計監査にかぎらず、会計学一般についても卓越したものの見方が随所で提示されているが、評者が特に注目しているのは、アカウントビリティと会計監査の関係にかんする著者独自の考え方である。一般にはアカウントビリティと会計監査は別箇のロジックによっているとして、これらを切り離して議論することが多い。ところが本書は、アカウントビリティの仕組みの不可欠の一部をなすのが会計監査だとして、二つをあえて融合させ、一体として捉えている。この融合論は会計監査の観点からだけでなく、アカウントビリティの観点からしても斬新であり、将来のリサーチ・デザイン的设计に大きな影響を与える可能性がある。そこで、この点にかんする議論を整理し、本稿の結びに代えることにしたい。

会計監査は会計報告なしには成り立たないし、会計報告は複式簿記（会計帳簿）なしには成り立たないから、複式簿記、会計報告、会計監査の三者は連環をなしていて、相互に依存しあっていることはたしかである。問題は、この三者の接続関係にアカウントビリティがどう絡んでいるかである。

私有財産の委託関係において受託者の私消、手抜きなどによって預託財産が滅失するリスクが

まったくないのであれば、アカウントビリティという概念はその意義を失ってしまう。ところが現実の財産委託関係ではこのリスクは無視できないのが実状だから、アカウントビリティを強調することが不可欠になってくる。アカウントビリティの前提条件となっているのは、リスクの発生を懸念する委託者が受託者の行動に疑いを抱いていること、またそれゆえに受託者は自らの潔白を立証することによって委託者の疑いを晴らす必要があるということである。これらの二つの前提条件を明示的に考慮してみると、アカウントビリティの中核を担う複式簿記とか会計報告においては、いささかも虚偽が含まれていないという保証がいかに大切かがはっきりしてくる。受託者の正直さ、誠実さを立証するための手段が複式簿記とか会計報告なのだから、その中に虚偽が紛れ込む余地が残されているかぎり、アカウントビリティの解除という基本目的が達成されることはない。この点において、アカウントビリティの責任解除に検証のシステムを関連づけ、そのうえで会計監査の役割に新鮮な光を投げ掛けた本書の論述には大きな学術的価値があるといえる。